

石川県公報

平成27年7月31日（金曜日）

号 外

（第 59 号）

目 次

- 公安委員会
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三十一日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第四号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表五の項3ホを次のように改める。

ホ 児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第十九条の二第七項に規定する医療受給者証の交付を受けている者（児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第一項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）第十四表に掲げる色素性乾皮症に罹患している者に限る。）

第十二条第九号中「リットル」を「リットル」に、「キロワット」を「キロワット」に改め、「又は原動機付自転車」の下に「（法第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第十四条第十一号中「実証実験」の下に「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加える。

別記様式第一の四中 小児慢性特定疾患児手帳保有者使用車両
手帳保有者氏名（ ）を

医療受給者証保有者使用車両
医療受給者証保有者氏名（ ）に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

